

被害申告のお知らせ

被害が発生したときは、現地での被害確認や減収量を把握するための損害評価を行います。
そのため、収穫後の被害申告は、損害評価ができないことから受付できません。
被害申告は必ず刈り取り前に行ってください。

■被害申告の時期

収穫のおおよそ **1～2週間前**を目安に
お願いします。
(獣害など突発的な被害は除く)

■被害申告の方法

被害申告野帳（被害申告用紙）に、必要事項を
記入し、下記に提出してください。併せて、被害申
告圃場に**立札**の設置をお願いします。

■対象となる共済事故

気象上の災害（風水害・干害）
鳥獣害（イノシシ・シカ・鳥など）
病虫害、火災などです。



※通常すべき栽培管理や防除を怠ったこと または 人為的な原因による減収については、共済対象の減収として取り扱われ
ません。

■被害申告について

減収が見込まれる圃場はすべて被害申告をお願いします。

被害申告をいただかなければ共済金の対象とはなりませんので、必ず申告してください。

※ 一筆半損特約に加入の方は、5割以上の減収が見込まれる圃場がある場合は申請して下さい。評価の結果、5割
以上の被害圃場については2割部分をお支払いします。

※ 加入方式をご確認のうえ、下記の方式ごとの目安を参考にしてください。

■共済金支払の目安と支払時期

○半相殺方式

減収量の合計が**作付全体の1.5割を超える減収**があった場合、支払対象となり、12月
末頃の支払いとなります。

○全相殺方式

今年の収穫量が**引受収量の1割を超える減収**した場合、支払対象となり、翌年2月
頃の支払いとなります。※税申告書類での引受けの方は税申告後（翌年5月頃）と
なります。

○地域インデックス方式

農家ごとに国が公表する統計データ（市町ごとの単収）が**平年単収を下回った場合**、
支払対象となり、翌年5月頃の支払いとなります。

○品質方式

米の減収や品質の低下が発生し、**今年の収穫量の減少かつ生産金額の減少が1割
を超える場合**、支払対象となり、翌年2月頃の支払いとなります。

-----評価日程-----

提出期限	評価予定日	提出場所
前週の金曜日	毎週火または水曜日	市町農政担当課またはNOSAI福井

【お問い合わせ先】 NOSAI福井 若狭支所
TEL：0770-56-5300